

第6章

医療提供体制の整備

第1節 安全・安心な医療の提供

1 医療の安全確保

1 現状と課題

(1) 医療安全相談体制等

現 状	課 題
<p>○県庁に「医療安全支援センター」を設置するとともに、保健所に医療安全相談窓口を設置し、患者・家族等からの苦情・相談への対応や相談内容等の医療機関への情報提供を行っています。相談内容は、医療機関職員の態度・言動に関するもの、診断・治療への不信等に関するものが多い傾向にあります。(図表6-1-1-1、図表6-1-1-2)</p> <p>○医療施設の開設者や管理者は、患者や家族からの相談に適切に応ずるよう努める必要がありますが、病院における相談窓口設置割合は91.4%となっています。(平成29(2017)年4月末現在)</p> <p>○病院が提供する医療サービスについて、公益財団法人日本医療機能評価機構等が第三者の立場で行う「病院機能評価事業」が実施されており、56病院が評価認定を受けています。(平成29(2017)年4月現在)</p>	<p>○医療提供者と受療者間の問題解決が円滑に行えるよう、医療安全支援センターや医療安全相談窓口において、適切な相談対応や助言、情報提供等を行う必要があります。</p> <p>○医療施設における相談窓口の自主的な設置を促進する必要があります。</p> <p>○「病院機能評価」の受審を促進するとともに、認定結果の周知を図る必要があります。</p>

図表6-1-1-1 医療安全相談件数の推移 (単位：件)

年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
件数	556	565	491	594	564	579

(資料：岡山県医療推進課)

図表6-1-1-2 医療相談の相談内容の推移 (単位：件)

区 分	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
職員の態度・言動	274	272	252	365	268	282
診断・治療への不信等	57	26	24	29	89	59
診療報酬・自己負担等	28	25	25	18	16	30
院内感染・医療事故等	24	39	23	16	23	27
その他	173	203	167	166	168	181
合 計	556	565	491	594	564	579

(資料：岡山県医療推進課)

(2) 医療の安全確保対策

現 状	課 題
<p>○病院、診療所、助産所の管理者は、医療安全対策や院内感染防止対策、医薬品や医療機器に係る安全管理体制の確保などに関し、安全管理のための指針整備や職員に対する研修の実施、安全確保を目的とした改善のための方策等を実施する必要がある、県では、医療法に基づく立入検査時にその状況を確認しています。</p> <p>○平成27（2015）年10月に施行された医療事故調査制度について、関係機関へ制度の周知を図っています。</p> <p>○近年、美容医療サービス等について、ホームページ上に不適切な記載があるとの情報や医療を受ける者の理解と同意が十分に得られていないことに起因する苦情等が寄せられています。</p>	<p>○医療機関等において、管理者はもとより職員も含め、施設をあげて医療安全対策や院内感染対策等に積極的に取り組むよう支援し、医療安全対策等の充実を図る必要があります。</p> <p>○美容医療サービス等を行う医療機関のホームページ等について、適切な指導等を行う必要があります。また、医師、歯科医師等の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努める必要があります。</p>

2 施策の方向

項 目	施策の方向
医療安全相談体制等	<p>○医療安全支援センターや保健所の医療安全相談に対応する職員の資質向上に努め、適切な相談対応や助言を行うことで、患者・家族等の不安の解消や、患者と医療機関との信頼関係の構築を推進します。</p> <p>○すべての病院に相談窓口が設置されるよう、医療機関の開設者や管理者に設置を働きかけるなど、患者や家族からの相談に適切に応ずる体制の充実を図ります。</p> <p>○関係団体等と連携しながら「病院機能評価」の受審を促進し、認定施設数の増加を図ります。また、認定施設について県ホームページで周知を図ります。</p>
医療の安全確保対策	<p>○医療機関への立入検査等を通じて、医療安全対策などの安全管理体制の確保状況を把握し、医療機関における自主的な取組を促進するとともに、医療機関職員に対する研修の実施や相談対応、助言等を行い、医療安全対策の一層の充実強化を図ります。また、院内感染や医療事故に関する情報等を医療関係団体等を通じて迅速に周知します。</p> <p>○美容医療サービス等について、医療安全支援センターに寄せられた情報を活用するとともに、消費者行政担当部署とも連携しながら必要な指導等を行います。</p>

3 数値目標

項目	現状	平成35年度末目標 (2023)
病院における相談窓口設置割合	149病院 91.4% H29.4 (2017)	全病院100%
病院における第三者評価機構 ((公財)日本医療機能評価機構等)による 認定病院割合	34.4% (56病院) H29.4 (2017)	全病院の50% (82病院)

2 医療機能情報の提供

1 現状と課題

現 状	課 題
<p>○医療を受ける者が保健医療サービスの選択を適切に行うことができるよう、病院等(病院、診療所、助産所、薬局)は、その有する機能を県に報告し、県では、「おかやま医療情報ネット」により、インターネットを通じて報告内容を県民に公表しています。(図表6-1-2-1) 法定報告率は、病院98.8%、診療所94.2%、歯科診療所94.5%、助産所73.5%、薬局81.2%となっています。</p> <p>(平成29(2017)年6月1日現在)</p>	<p>○すべての医療機関等に報告するよう促すとともに、最新の情報を県民に提供する必要があります。また、「おかやま医療情報ネット」を広く周知し、積極的な活用を促進を図る必要があります。</p>

※ 医療機能及び薬局機能情報提供制度

医療を受ける者が病院等(病院、診療所、助産所及び薬局)の選択を適切に行うために必要な情報について、県への報告を義務付けるとともに、病院等でも閲覧に供することとなっています。また、県においては、インターネットを用いて公表することとしています。

公表項目は、管理・運営及びサービス等に関する事項、提供サービスや医療連携体制に関する事項、医療の実績、結果等に関する事項に分類され、病院55項目、一般診療所49項目、歯科診療所30項目、助産所26項目、薬局29項目を定めています。

図表6-1-2-1 おかやま医療情報ネット



(資料：岡山県医療推進課)

2 施策の方向

項目	施策の方向
医療機能情報提供制度及び患者・家族への情報提供等	○患者やその家族等が十分な情報を得て医療機関等の選択を適切に行えるよう、医療機関等に対し、診療情報等の定期的な報告を求めるとともに、「おかやま医療情報ネット」により、インターネットを通じて情報提供します。また、県民に対し、この情報提供システムを広報媒体等を活用して広く周知し、積極的な活用を促すを図ります。

第2節 医薬分業の定着支援

1 現状と課題

(1) 処方箋応需体制の整備

現 状	課 題
○薬局は医療提供施設として位置づけられており、開局時間以外でも調剤を行うことができる体制が求められています。	○医師・歯科医師が安心して処方箋を発行し、患者が安心して調剤を受けられるよう、処方箋受入体制の整備に努める必要があります。

(2) かかりつけ薬局の育成

現 状	課 題
○病院、診療所の周辺に位置する薬局（いわゆる駅前薬局）が多く見受けられ、患者の服薬情報の一元的な把握などの機能が必ずしも発揮できていない状況です。 ○院内投薬に比べて薬局調剤の患者負担が大きく、それに見合うサービスの向上や分業の効果などが実感できていないと指摘されています。	○かかりつけ薬局 [※] を持つことのメリットについて、県民に理解を深めてもらう必要があります。 ○薬局の休日・夜間対応、在宅対応の体制を整えるとともに、地域の医療機関や訪問看護ステーション等の多職種・他機関との連携を積極的に行っていく必要があります。

※ かかりつけ薬局

複数の医療機関が発行した処方箋の調剤や服薬指導、その患者の薬歴管理が一元的に行われ、地域住民が信頼して医薬品について相談できる機能を持った薬局のことです。メリットとしては、薬剤師が薬歴管理や服薬指導を行うことにより、薬物療法の有効性と安全性が向上すること、また、医師・歯科医師と薬剤師で相互に確認が行われることにより、投与薬剤間の相互作用、重複投与等が未然に防止できることや、効能・効果、副作用等に関する情報の交換を通じて、より安全性の高い薬の投与が期待できることなどが挙げられます。

平成28（2016）年10月からは、かかりつけ薬局の機能に健康サポート機能を備えた健康サポート薬局制度が始まり、「おかやま医療情報ネット」により県民に情報提供しています。

(3) 効果的な普及啓発の実施

現 状	課 題
○お薬手帳※をまだ持っていない、又は複数冊持っている場合には、適切な薬学的管理・指導ができないおそれがあります。	○より安全な薬物療法を進めるため、お薬手帳の重要性を普及啓発する必要があります。 ○お薬手帳の一冊化・集約化などの取組を行う必要があります。

※ お薬手帳

お薬手帳は、処方された薬の名前や用法・用量などの記録（薬歴といいます）を残すための手帳です。病院等で受診する場合や薬局で調剤してもらう場合などにお薬手帳を提示することで、投与薬剤間の相互作用、重複投与等を確認することができ、適切な医療を受けることができます。

岡山県薬剤師会では、長期の服用歴管理が可能で、携帯性が高く、忘れにくいなどのメリットがある電子版お薬手帳を活用して、健康サポート情報を発信するモデル事業に平成28（2016）年度から取り組んでいます。

(4) 地域の実情に応じた医薬分業の推進

現 状	課 題
○院外処方箋の受取率は、全国平均70.0%に比べ61.9%と低く、特に県南地域での分業率（処方箋受取率）が低い状況にあります。（図表6-2-1-2）	○地域の実情に応じた医薬分業を進める必要があります。

図表6-2-1-1 処方箋枚数の推移

（単位：千枚）

年 度	昭和49 (1974)	昭和60 (1985)	平成10 (1998)	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)
岡山県	168	1,900	5,572	10,713	10,817	10,821	10,970	11,099
全 国	7,300	110,701	400,061	746,888	758,876	763,034	775,585	788,184

（資料：岡山県薬剤師会、日本薬剤師会）

図表6-2-1-2 処方箋受取率の推移

(単位：%)

年度		平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)
二次保健医療圏	県南東部	54.4	56.1	57.2	58.6	60.1
	県南西部	48.3	49.1	49.4	51.2	53.0
	高梁・新見	66.9	70.9	71.7	72.7	73.4
	真庭	68.5	69.1	68.2	69.3	69.9
	津山・英田	74.8	74.4	74.7	75.6	76.9
岡山県		57.0	58.2	58.8	60.4	61.9
全国		65.1	66.1	67.0	68.7	70.0

(資料：岡山県医薬安全課、長寿社会課、日本薬剤師会)

(注) 二次保健医療圏の数値は、国保分のみです。

2 施策の方向

項目	施策の方向
処方箋応需体制の整備・充実	○薬局における医薬品の備蓄や医薬品情報の収集・提供、休日・夜間の処方箋応需などの体制の整備・充実を支援します。
かかりつけ薬局の育成	○かかりつけ薬局を岡山県薬剤師会と連携して育成し、県民への普及・定着に努めます。
効果的な普及啓発の実施	○かかりつけ薬局のメリットが県民に正しく理解されるよう「薬と健康の週間」(10月17日～23日) 事業や新聞、ラジオ、テレビ等の広報媒体などあらゆる機会を活用し、積極的な啓発活動に取り組みます。 ○お薬手帳の重要性・有益性について広く周知するとともに、医療機関・薬局間におけるより安全な薬物療法の推進に努めます。
地域の実情に応じた医薬分業の推進	○地域における医師会、歯科医師会及び薬剤師会など関係者と連携し、地域の実情に応じた医薬分業を推進します。

3 数値目標

項目	現状	平成35年度末目標 (2023)
処方箋受取率	61.9% H27年度 (2015)	70.0%

第3節 外来医療に係る医療提供体制の確保

1 現状と課題

現 状	課 題
<p>○県内で中心的に外来医療を担う無床診療所の開設状況は、一部地域への偏りが見られるほか、診療所における診療科についても専門分化が進んでいる状況にあります。</p> <p>○在宅医療の充実が求められているほか、初期救急医療、公衆衛生等を担う外来医療機関が不足しています。</p> <p>○グループ診療の実施や放射線装置の共同利用等の医療機関の連携の取組が、地域で個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている状況にあります。</p>	<p>○外来医療提供体制の現状を可視化して、新たに開業しようとする医療関係者等が、自主的な経営判断に当たって有益な情報として参照できるようにする必要があります。</p> <p>○地域の救急医療提供体制の構築や医療設備・機器の共同利用等の促進を促す仕組みが必要です。</p>

2 施策の方向

項 目	施策の方向
外来医療に係る医療提供体制の確保	<p>○令和2年3月に策定した「岡山県外来医療に係る医療提供体制計画」に沿って、外来医師多数区域での新規開業者に対し、在宅医療等の地域で不足する外来医療機能を担うことを求めています。</p> <p>○新規開業等に当たって参考となる外来医師偏在指標や医療機関のマッピングに関する情報の提供を行い、外来医療提供体制の可視化を進めます。</p> <p>○医療機器の設置状況等を可視化し、新規購入希望者に対してこれらの情報を提供しつつ、共同利用等について各地域医療構想調整会議において協議することとし、医療機器の効率的な活用を進めます。</p>

